平成２３年（フ）第５２号
愛媛県今治市大西町九王甲1397番地１　フローラルコート202号室
債務者　大澤　　薫
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第８１６号
北九州市小倉南区企救丘１丁目４番１号
債務者　木村　岩三
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８３４号
北九州市八幡東区春の町４丁目３番７―605号
債務者　永留　正博
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８９５号
北九州市八幡東区中央１丁目11番２―1012号
債務者　竹田　信子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０６号
福岡県田川郡大任町大字今任原1456番地、前住所福岡県飯塚市潤野926番地１
債務者　中山　昭裕
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第４３２号
大分市大字三芳339番地の32　メゾンＦＵＪＩ―Ⅵ202
債務者　中川　　誠
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４３６号
大分市大字畑中1136番地の３
債務者　仲野　隆行
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３９６号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4437番地１
債務者　鈴木　鉄司
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４２６号
宮崎市柳丸町388番地１　柳丸コーポ南棟102号
債務者　黒木　教江
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４７号
宮崎県東臼杵郡門川町東栄町３丁目３番12号
債務者　松葉　宏子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１７１号
宮崎県日向市大字財光寺3612番地４
債務者　海野　和行
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１７５号
宮崎県延岡市差木野町6869番地
債務者　田邊　利行
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１５号
沖縄県宮古島市平良字前里265番地１
債務者　奥濱スミ子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第７３６号
千葉県松戸市稔台７丁目52番地の５　稔台サニーハイツ201号
債務者　古泉　嘉浩
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７４４号
千葉県松戸市古ケ崎２丁目3106番地の５
債務者　石川　雄吉
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２６８号
広島県福山市瀬戸町大字長和229番地
債務者　宮本　照恵
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２６９号
広島県福山市奈良津町１丁目11番10―１号
市住
債務者　浜　　敏夫
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２７０号
広島県福山市千田町字坂田北34番地、旧住所
広島県福山市奈良津町１丁目11番10―１号
市住
債務者　浜　　一夫
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係